

静岡県地方就職学生支援事業実施要領

第1 趣旨

県と県内市町が共同して実施する地方就職学生支援事業に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

第2 事業の実施

まち・ひと・しごと創生法第9条に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び第10条に規定する市町のまち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。ただし、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少率が10%以上の市町村をいう。）は除く。以下同じ。）の大学又は大学院（以下「大学等」という。）を卒業又は修了した学生の県内への移住を伴う県内就職を支援するため、県と市町が共同して、地方就職学生支援事業を実施する。

第3 事業の概要

東京圏内の大学等を卒業又は修了して静岡県に移住した者又は移住する見込みの者に対して、移住先又は移住見込み先の市町が、地方就職学生支援金（勤務地が静岡県内に所在する企業等への就職活動に要した交通費。以下「支援金」という。）を交付する。

実施に当たって、県は、事業の制度設計、全体管理及び新しい地方経済・生活環境創生交付金（以下「交付金」という。）の申請、実績報告、受領、返納等の国との窓口調整業務を担う一方、市町は、支援金の申請受付、要件確認、支援金の交付、居住及び就業の確認並びに債権管理を担うものとする。

第4 交付金額

勤務地が静岡県内に所在する企業等への就職活動に要した交通費として、申請者一人につき5,940円を上限として支援金を交付する。ただし、往復交通費の総額を超えて交付することはできない。

第5 交付回数

一人1回を限度とする。

第6 対象者要件

申請時において、次の(1)及び(2)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウの要件を満たすこと。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 大学等の卒業又は修了年度において、東京都内に本部がある東京圏内（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学等を卒業若しくは修了している又は見込みであること。

(4) 大学等の卒業又は修了年度において、東京圏内（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

(7) 静岡県内に移住したこと。ただし、在学中に申請する場合は、勤務地が静岡県内に所在する企業等に就職することが内定していること。

(4) 交付金の交付決定がされた後であって、静岡県において地方就職学生支援金の詳細が移住希望者に対して公表された後に、申請したこと。

- (g) 申請時において、卒業又は修了日から1年以内かつ就業開始日から1年以内であること。ただし、在学中に申請する場合は、申請時において、就業開始予定日前1年以内であること。
- (i) 移住先の市町村に、申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。ただし、在学中に申請する場合は、卒業後に第6(2)の要件を満たす企業等に就職し、静岡県内に移住する意思を有していること。
- ウ その他の要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (7) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
 - (i) 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める「特別永住者」のいずれかの在留資格を有すること。
 - (ii) その他静岡県又は申請先市町が支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (2) 就業に関する要件
 - 次に掲げるア及びイの要件を満たすこと。
 - ア 就業先に関する要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (7) 大学等を卒業又は修了した場合は、静岡県内に所在する企業等に第6(1)アの要件を満たす大学等を卒業又は修了してから1年以内に就職していること。
 - (i) 勤務地又は勤務予定地が静岡県内に所在すること。
 - (ii) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者、性風俗関連特殊営業者、接待業務受託営業者でないこと。
 - (i) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。
 - (ii) 官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。
 - (iii) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。
 - イ 就業条件等に関する要件
 - 次に掲げる事項の全てに該当すること。
 - (7) 週20時間以上の無期雇用契約に基づく就業であること。ただし、在学中に申請する場合は、週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業する見込みであること。
 - (i) 静岡県内での勤務地限定型社員としての採用であること。ただし、在学中に申請する場合は、静岡県内での勤務地限定型社員として採用予定であること。

第7 申請及び交付方法

- (1) 申請
 - 支援金の申請者は、移住先又は移住見込み先の市町が別に定める申請書、就業先の就業（内定）証明書、交通費の領収書及び本人確認書類に加え、第6(1)及び(2)の要件を満たすことを証する書類を市町に提出しなければならない。
- (2) 交付決定の通知
 - 市町は、(1)の申請内容を審査し、支援金を交付することが適当と認めるときは、市町が別に定める交付決定通知書により、当該申請者に速やかに通知する。
 - 審査の結果、支援金の交付が不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨を書面により、当該申請者に速やかに通知する。

(3) 支援金の交付

交付決定を行った申請者に対しては、申請から3か月以内に支援金を交付する。

第8 報告及び立入調査

県及び市町は、地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、申請者及び企業等に対し、地方就職学生支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

第9 支援金の返還

市町は、支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして県及び対象となる支援金交付市町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請であることや居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 在学中に申請する場合は、申請日から1年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかったとき

ウ 在学中に申請する場合は、申請日から1年以内に交付された市町に転入しなかったとき（ただし、申請時にすでに申請先市町に住民票がある場合を除く。）

エ 就業開始日から1年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に第6(2)の要件を満たした静岡県内の別の企業等に就業する場合を除く。）

オ 転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年未満に支援金を交付された市町から転出した場合

(2) 半額の返還

転入日（住民票を移さず転出していた者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に支援金を交付された市町から転出した場合

第10 支援金の交付及び返還に係る情報共有

市町は、支援金の申請情報、受給者の就業先情報及び支援金返還要件該当者に関する情報について、速やかに県に共有することとする。

第11 財源の負担割合

支援金の地方負担については、県が2分の1、市町が2分の1を負担することとし、県は、当該2分の1に相当する額に、支援金に充てるために国からの交付金を加えた額を市町に交付することとする。

第12 協力

県と市町は、地方就職学生支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

第13 雑則

この要領に定めるもののほか、地方就職学生支援事業の実施に必要な事項は、県と市町が協議して定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。